

## Q4 市の会場に、何を持って行けばいいですか？

A4 ご持参いただくものは次のとおりです。

申告内容を決め、来場前にチェックリストでご確認ください。

### ① 所得の計算に必要な書類

<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	支払者から受け取ったものすべて。源泉徴収税額の欄があれば、給与、公的年金、支払調査などの種類にかかわらず、すべてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 事業収支	事業(農業・漁業・営業等)の収入と経費が分かるもの(例:JAの集計表、各種領収書)。できる限り、収支を一覧表にしてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 収入証明書	収入を証明する書類をすべてご持参ください(例:生命保険の満期保険金支払明細書)。

### ② 控除の確認に必要な書類

<input type="checkbox"/> 支払額証明書 (控除証明書)	控除したいものに関する支払額がわかる証明書をすべてご持参ください。 (証明書例) <input type="checkbox"/> 生命保険料 <input type="checkbox"/> 個人年金保険料 <input type="checkbox"/> 地震保険料 <input type="checkbox"/> ふるさと納税・寄付金  【注意】「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請済みの方へ 申告をすると、ワンストップ特例がなかったものとみなされます。 ふるさと納税領収書をすべてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書  ※医療費を、控除基準額より多く支払い、控除の対象となった場合でも、市・県民税の税額に影響しない場合があります。	医療費控除を申告する場合は、医療費控除の明細書と根拠資料(領収書や医療費通知)をご持参ください。 【根拠資料のみ持参の場合】会場待合室で医療費控除の明細書を自作(手書き)いただいた後、申告を受け付けます。医療費通知を使わない場合は特に、領収書の仕分け集計に時間がかかる場合がありますので、作成例を参考にご自宅で明細書を作り、ご持参ください。 Q. 医療費控除の明細書とは? A. 令和7年中に支払った医療費を、人(受診者)・病院・薬局などに分けて集計した一覧表のこと(様式任意・手書き可)  <b>作成例</b> 医療費支払者 さぬき太郎 合計15万円 (内訳) ①医療費通知分 計2万円 ①以外 ②さぬき太郎: A病院4万円、B病院1万円 計5万円 ③さぬき花子: A病院4万円、D薬局4万円 計8万円
<input type="checkbox"/> 障害を証するもの	障害者控除を申告する場合は、障害の内容・等級を証明するものをご持参ください。(例:障害者手帳、療育手帳)

### ③ 個人番号・身元確認ができるもの

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	※身元確認書類不要
<input type="checkbox"/> 番号確認書類(通知カードなど)	+ 身元確認書類(運転免許証など)

いずれか

### ④ 本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの

※確定申告(還付申告)をされる方のみ。

【市・県民税申告納税相談に関する質問・相談】

税務課 ☎ (087) 894-1118

※2月16日以降は個人住民税担当者が相談会場に入るため、回答が遅れる場合があります。お早めにお問い合わせください。

